

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールでは、国土交通省の貸切バスに関する情報を会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

国交省情報 (H29.3.3 第391号の要約)

\*\*\*\*\*

貸切バスの単独衝突事故が発生

\*\*\*\*\*

2月26日(日)、長野県的高速道路トンネル内において、東京都に営業所がある貸切バスが乗客・乗員21名を乗せ運行中、トンネル左側壁に衝突した。この事故により、乗客1名と交替運転者の2名が重傷、乗客6名が軽傷を負った。現場付近は、事故の影響で約4時間の通行止めとなった。

\*\*\*\*\*

事業許可の5年更新制が4月1日からスタート

\*\*\*\*\*

4月1日から貸切バスの事業許可が5年更新制になります。

更新には原則として、新規事業許可申請時と同じ書類の提出が必要なほか、新しく安全投資計画書、事業収支見積書が添付資料として追加されました。

法令試験もあり、正答率90%未満の場合は更新が許可されません。

(セーフティマーク・一ツ星以上の事業者は試験免除)

いつ更新するかは事業許可を受けた年月日で以下のように決まります。

事業許可を受けた年(西暦)の下一桁が

- 2、7 → 2017年の同月日まで ※1月1日～3月31日の場合は2022年
- 3、8 → 2018年の同月日まで
- 4、9 → 2019年の同月日まで
- 0、5 → 2020年の同月日まで
- 1、6 → 2021年の同月日まで

更新期限は全事業者に通知される他、国土交通省のホームページにも掲載される予定です。

詳細については下記を参照してください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03\\_hh\\_000263.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000263.html)